

(参考)

市町村非常勤職員の公務災害に係る施術料の算定基準（柔道整復師殿）

令和6年10月1日以降の柔道整復師の施術に要する費用の算定基準は、次のとおりとなっておりますので、よろしく申し上げます。

また、**社団法人岩手県柔道整復師会の会員である柔道整復師については、本組合と岩手県柔道整復師会との協定により、請求前の施術料請求明細を岩手県柔道整復師会で審査することとしているため、作成後の施術料請求明細は岩手県柔道整復師会へ送付くださるよう併せてお願いします。**

1 初検料 2,575円

当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に650円を加算する。

ただし、午後10時から午前6時までの間の初検料については、所定金額に3,740円を、また、休日において初検を行った場合は1,870円を、それぞれ所定金額に加算する。

2 初検時相談支援料 150円

(1) 初検時において、傷病者に対し、次の①及び②を行った場合に初検時相談支援料を算定する。

① 職業復帰に向けた施術内容、施術期間、職業復帰見込時期（施術計画）及び就労に当たったの励行・禁止事項をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載する。

② 次のアからエの施術に伴う日常生活で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載する。

ア 日常生活上の励行・禁止事項（入浴・歩行・運動等）

イ 傷病の状態（公務災害の対象となる疾病、負傷名と施術部位）

ウ 公務災害補償における受任者払い等の取扱い及び請求書の記載方法等を含めた公務災害補償請求等の事項（医師の同意に関する事項も含む）

エ その他、柔道整復師が必要と認めた事項

(2) 初検料のみ算定した場合においては、初検時相談支援料を算定できないものとする。

なお、前記(1)の①又は②のみを行った場合には、初検時相談支援料を算定できないものとする。

3 往療料 2,760円

(1) 往療距離が片道4kmを超えた場合は、3,060円を算定する。

(2) 夜間（午後10時から午前6時までの間を除く。）往療については、所定金額（前記(1)の加算金額を含む。）の100分の100に相当する金額を加算する。

(3) 午後10時から午前6時までの間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額（前記(1)の加算金額を含む。）のそれぞれ100分の200に相当する金額を加算する。

(4) 2戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患者に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とする。

4 再検料 490円

(1) 再検料の算定は、初検料を算定した月においては1回、翌月以降は1か月（暦月）2回を限度とする。

(2) 再検料の算定は、初検料を算定した月の翌々月を限度とする。

5 整復料、固定料、施療料及び後療料

骨折等における整復料、固定料、施療料及び後療料は、次の区分のとおりとする。

部 位	整復（固定・施療）料	後療料	備 考	
骨折（整復料）	大 腿 骨	14,100円	1,020円	1 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。 2 関節近接部位の骨折により生じた拘縮が2関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間（3週間）経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して1,310円とする。 3 後療時に、関節可動域・筋力の評価を行い、早期職業復帰に向けた経過及び所見を施術録に記載する。
	上腕骨・下腿骨	14,100		
	鎖 骨	6,540		
	前 腕 骨	14,100		
	肋 骨	6,540		
	手根骨・足根骨・中手骨・中足骨・指（手・足）骨	6,540		
不全骨折（固定料）	骨 盤	11,340	870	1 関節近接部位の骨折により生じた拘縮が2関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間（3週間）経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して1,150円とする。 2 後療時に、関節可動域・筋力の評価を行い、早期職業復帰に向けた経過及び所見を施術録に記載する。
	胸骨・肋骨・鎖骨	4,860		
	大 腿 骨	11,340		
	下腿骨・上腕骨・前腕骨・膝蓋骨	8,700		
	手根骨・足根骨・中手骨・中足骨・指（手・足）骨	4,620		
脱臼（整復料）	股 関 節	11,100	870	1 脱臼の際、不全骨折を伴った場合は、脱臼の部に準ずる。 2 後療時に、関節可動域・筋力の評価を行い、早期職業復帰に向けた経過及び所見を施術録に記載する。
	肩 関 節	9,780		
	肘関節・膝関節	4,620		
	顎 関 節	3,060		
	手関節・足関節・指（手・足）関節	4,620		
打撲及び捻挫（施療料）	打 撲 ・ 捻 挫	910	615	1 不全脱臼は、捻挫の部に準ずる。筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい挫傷を伴う場合もある。）は、打撲及び捻挫に準ずる。 2 手の指の打撲・捻挫の施療料及び後療料は、指1本の場合は所定料金とし、指2本の場合は所定料金を2倍した金額、指3本の場合は所定料金を3倍した金額、指4本以上の場合は所定料金を4倍した金額とする。 3 施術料は、別表に掲げる部位を単位として算定する。

備考 後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合は、骨折又は不全骨折の場合にあつては、その受傷した日から起算して7日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあつては、その受傷した日から起算して5日間を除き、1回につき95円を加算する。

(別表)

打 撲			捻 挫		
頭		部	頸		部
顔	面	部	肩	関	節
頸		部	肘	関	節
胸		部	手	関	節
背部	(肩部を含む。)		中 手 指 ・ 指	関	節
上	腕	部	腰		部
肘		部	股	関	節
前	腕	骨	膝	関	節
手 根 ・ 中 手		部	足	関	節
指		部	中 足 趾 ・ 趾	関	節
腰	臀	部			
大	腿	部			
膝		部			
下	腿	部			
足 根 ・ 中 足		部			
趾		部			

6 指導管理料 1回につき 680円

傷病者の日常生活動作訓練及び機能回復訓練（矯正のための訓練、筋力増強訓練等）の指導管理を行った場合には、1週間に1回程度、1か月（暦月）に5回を限度とし、後療時に算定できるものとする。

7 運動療法料 1回につき 380円

傷病者の負傷部位を固定後、固定患部の機能回復を目的とし、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に算定できるものとし、その算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 1週間に1回程度、1か月（暦月）に5回を限度とし、後療時に算定できる。
- (2) 1日における運動療法料は、部位、回数に関係なく1日分の金額とし、20分程度運動療法を行うこと。

8 電気光線療法料 1回につき 553円

柔道整復師が施術効果を促進させるため、柔道整復業務の範囲内において保健衛生上人体に害のない電気光線器具を使用した場合に算定できる。

ただし、1日に2回以上又は2種類以上の電気光線療法を行っても1回として算定されるものであること。

9 レントゲン診断料

診療報酬の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第59号（最終改正：令和6年3月5日））の別表第1医科診療報酬点数表に定める点数による。

柔道整復師が施術を行うに当たり、レントゲン診断が行われた場合は、柔道整復師の施術に関する適法に行われたレントゲン診断であって、照射（撮影を含む。）が、診療エックス線技師の資格を有する柔道整復師によって行われた場合に限り算定できるものであること。

10 宿泊料及び食事料	宿泊料	1日につき	1,400円
	食事料	1食につき	470円

柔道整復師の施術所に通院することが極めて困難な症状にある傷病者が、柔道整復師の施術を受けるために当該施術所に宿泊した場合に限り算定できるものであること。

11 特別措置料金

整復師の施術上、特別に材料を必要とした場合は、特別措置料金として、次の額が算定できる。

区 分	特別材料費	包帯交換料
骨折・不全骨折・脱臼	1,670円	770円
捻挫・打撲	1,020円	410円

- (1) 特別材料費は、1負傷部位について整復（固定・施療）を行う際に特別材料（金属副子等）を必要とし、これを使用した場合に1回に限り算定できる。
- (2) 骨折、不全骨折又は脱臼について、特別材料の交換が必要となった場合は、2回まで特別材料費として算定できる。
- (3) 包帯交換料は、1負傷部位について初回の包帯交換時に1回算定できるほか、初検日から起算して、1週間以内の包帯交換について1回、1週間を超え2週間以内の包帯交換について1回、2週間を超え3週間以内の包帯交換について1回、3週間を超え4週間以内の包帯交換について1回、4週間を超えての包帯交換について1回、それぞれ算定できるものとする。

したがって、包帯交換料は施療期間が4週間を超えている場合には、最高6回まで算定できるものであること。

注 不全脱臼は、捻挫の部に準ずる。筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい挫傷を伴う場合もある。）は、打撲及び捻挫に準ずる。

12 冷罨法料 1回につき 100円

受傷当時より冷罨法を行った場合に限り算定できる。

ただし、同一日において、温罨法料と重複して算定することはできない。

13 施術情報提供料 1,000円

骨折、不全骨折又は脱臼に係る応急施術を行った後に、医療機関に対して施術の状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に限り算定できる。

14 休業証明書料 1通につき 2,000円

なお、公務災害補償における療養補償及び福祉事業として行われる医療費及び文書料は、非課税とされております。（消費税法別表第1第6号ト、消費税法施行令第14条第17号及び第18号）

※ 上記についてご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

〒020-8510 盛岡市山王町4-1 岩手県自治会館内
 岩手県市町村総合事務組合 業務課 非常勤職員災害補償係
 TEL (019)622-6276 (直通)
 FAX (019)623-5611
 E-Mail hijoukin@sougoukumiai.morioka.iwate.jp